

神労発基 0807 第 1 号

令和 8 年 8 月 7 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局長

(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号)の訂正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、一般健康診断の検査項目につきましては、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(別添 1)及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示(別添 2)が令和 8 年 4 月 28 日に公布されるとともに、同時に当該改正に係る通達(令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 9 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」)(別添 3)が発出されています。この度、当該改正に係る通達に「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」の一部改正について(令和 5 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 3 号)をもって改正された内容を反映させるため、令和 8 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 7 号(別添 4)を発出した旨通知がありました。そのため、当該通知及び改正後の平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号(別添 5)等につきまして、リーフレット(別添 6・7)を活用するなど、会員事業場等関係者に対して訂正等に係る周知をお願いいたします。

の揭示場に掲示し、又は公示事項を当該都道府県労働局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、る状態に置く措置をとることにより行うものとする。 一 都道府県労働局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの （新設）	（新設）	（施行期日） 第一条 この省令は、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 第一条、第三条、第四条及び第六条の規定、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日） 二 第二条、第五条及び第七条の規定、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日） （通知の方法に関する経過措置） 第二条 第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の規定、第五条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第六十一条（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「石綿救済規則」という。）第二条の六において準用する場合を含む。）の規定及び第七条の規定による改正後の石綿救済規則第二十五条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。 2 第六条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第九条第二項及び第三項（同令第十一条第二項（同令第六十五条の六第五項及び第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項及び第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にする同令第九條第二項（同令第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項（同令第六十五條の六第五項及び第六十五條の八第六項において準用する場合を含む。）、又は第十二條第一項の規定による通知（以下この項において単に「通知」という。）について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。
（雇入時の健康診断） 第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。 一 六（略） 七 アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。） 八・九（略） 十 血清クレアチニン検査 十一・十二（略）	（雇入時の健康診断） 第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。 一 六（略） 七 血清グルタミン酸オキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミン酸ピリビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマグルトミルトランススベプチダーゼ（γ-GTP）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。） 八・九（略） （新設） 十一・十二（略）	（労働安全衛生規則の一部改正） 第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分） 厚生労働大臣 上野賢一郎
（雇入時の健康診断） 第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。 一 六（略） 七 アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。） 八・九（略） 十 血清クレアチニン検査 十一・十二（略）	（雇入時の健康診断） 第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。 一 六（略） 七 アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルトミルトランスフェラーゼ（γ-GT）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。） 八・九（略） 十 血清クレアチニン検査 十一・十二（略）	（労働安全衛生規則の一部改正） 第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分） 厚生労働大臣 上野賢一郎

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一・三 (略)

四 胸部エックス線検査

五・九 (略)

十 血清クレアチニン検査

十一・十二 (略)

2 第一項第三号、第四号、第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3・4 (略)

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 (略)

2 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第三号、第四号」とあるのは、「第三号」と、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4 (略)

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条之二 (略)

2・3 (略)

4 第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第三号、第四号、第六号から第十号まで及び第十二号」とあるのは、「第三号」と読み替えるものとする。

(健康診断結果報告)

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一・六 (略)

七 第四十四条第一項第三号（聴力の検査に限る。）及び第四号から第十二号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見があると診断された労働者の当該項目ごとの数

八・十 (略)

2 (略)

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一・三 (略)

四 胸部エックス線検査及び呼吸器検査

五・九 (略)

十・十一 (新設)

2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3・4 (略)

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 (略)

2 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4 (略)

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条之二 (略)

2・3 (略)

4 第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第四号、第六号から第九号まで及び第十一号」とあるのは、「及び第四号」と読み替えるものとする。

(健康診断結果報告)

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一・六 (略)

七 第四十四条第一項第三号（聴力の検査に限る。）及び第四号から第十一号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見があると診断された労働者の当該項目ごとの数

八・十 (略)

2 (略)

様式第5号(第51条関係)(1)

健康診断個人票(雇入時)

様式第五号を次のように改める。

氏 名			生 年 月 日	年 月 日	健 診 年 月 日	年 月 日
			性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
業 務 歴			血 圧 (mmHg)			
既 往 歴			貧 血 検 査	血 色 素 量 (g/dl)		
				赤 血 球 数 (万/mm ³)		
自 覚 症 状			肝 機 能 検 査	A S T (U/l)		
				A L T (U/l)		
				γ - G T (U/l)		
他 覚 症 状			血 中 脂 質 検 査	LDLコレステロール (mg/dl)		
				HDLコレステロール (mg/dl)		
				トリグリセライド (mg/dl)		
身 長 (cm)			血 糖 検 査 (mg/dl)			
			血 清 ク レ ア チ ニ ン 検 査	血 清 ク レ ア チ ニ ン (mg/dl)		
体 重 (kg)			尿 検 査	糖	- + + + + +	
B M I				蛋 白	- + + + + +	
腹 囲 (cm)			心 電 図 検 査			
視 力	右	()	そ の 他 の 法 定 検 査			
	左	()	そ の 他 の 検 査			
聴 力	右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医 師 の 診 断			
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
	左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	健康診断を実施した医師の氏名			
	4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
胸部エックス線検査	直 接 間 接 撮 影 年 月 日		医 師 の 意 見			
			意 見 を 述 べ た 医 師 の 氏 名			
			歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断			
			歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断 を 実 施 し た 歯 科 医 師 の 氏 名			
フ ィ ル ム 番 号	No.		歯 科 医 師 の 意 見			
備 考			意 見 を 述 べ た 歯 科 医 師 の 氏 名			

備 考

- 1 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 BMIは、次の算式により算出すること。 $BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$
- 3 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 4 eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$
女性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$
- 5 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 6 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 8 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 9 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

15 令和8年4月28日 火曜日

官 報

(号外第99号)

様式第5号(第61条関係) (2) (表面)

健康診断個人票

氏 名			生 年 月 日	年 月 日	雇 入 年 月 日	年 月 日
			性 別	男 ・ 女		
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称						
前 務 歴						
既 住 歴						
自 覚 症 状						
他 覚 症 状						
身 長 (cm)						
体 重 (kg)						
B M I						
腹 囲 (cm)						
視 力	右	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()
聴 力	右	1000Hz 4000Hz	1所見なし 2所見あり 1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり 1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり 1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり 1所見なし 2所見あり
	左	1000Hz 4000Hz	1所見なし 2所見あり 1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり 1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり 1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり 1所見なし 2所見あり
	聴 査 方 法	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他	1オージオ 2その他
胸 部 エ ッ ク ス 線 検 査	直接 撮影	間接 撮影	直接 撮影	間接 撮影	直接 撮影	間接 撮影
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
フ ィ ル ム 番 号	No.	No.	No.	No.	No.	No.
血 圧 (mmHg)						
貧 血 検 査	血 色 素 状 (g/dl)					
	赤 血 球 数 (万/mm ³)					
肝 臓 検 査	A S T (U/l)					
	A L T (U/l)					
	γ - G T (U/l)					
血 中 脂 質 検 査	LDLコレステロール (mg/dl)					
	HDLコレステロール (mg/dl)					
	トリグリセライド (mg/dl)					
血 糖 検 査 (mg/dl)						
血 清 ク レ ア ニ ン 検 査	血清クレアチニン (mg/dl)					
	eGFR (ml/min/1.73m ²)					
尿 検 査	糖	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +
	蛋白	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +	- + + + +
心 電 図 検 査						

様式第5号(第51条関係) (2) (裏面)

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 法 定 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した 歯 科 医 師 の 氏 名					
歯 科 医 師 の 意 見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備 考					

備考

- 1 労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線
7. 石棉 8. じん肺)
- 3 BMIは、次の算式により算出すること。 $BMI = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$
- 4 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 5 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第4項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。
- 6 eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$
女性の場合： $eGFR = 194 \times \text{血清クレアチニン(mg/dl)}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$
- 7 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 8 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 9 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 10 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 11 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

様式第5号(第51条関係) (3)

海外派遣労働者健康診断個人票(派遣前・帰国後)

様式第八号及び様式第九号中「GOT」を「AST」に「GPT」を「ALT」に「γ-GTP」を「γ-GT」に改定。

氏 名	生年月日		年 月 日	健診年月日	年 月 日
	性 別	男 ・ 女	年 齢	歳	
業 務 歴			血 圧 (mmHg)		
既 往 歴			貧血検査	血色素量 (g/dl)	
自覚症状				赤血球数 (万/mm ³)	
他覚症状			肝機能検査	AST (U/l)	
				ALT (U/l)	
				γ-GT (U/l)	
身長 (cm)			血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)	
体重 (kg)				HDLコレステロール (mg/dl)	
BMI				トリグリセリド (mg/dl)	
腹 囲 (cm)			血糖検査	(mg/dl)	
視力	右	()	血清クレアチニン検査	血清クレアチニン (mg/dl)	
	左	()		eGFR (ml/min/1.73m ²)	
聴力	右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	尿検査	糖	— + ++ +++
	右 4000Hz	1 所見なし 2 所見あり		蛋白	— + ++ +++
	左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	心電図検査		
	左 4000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医師が必要であると認める項目		
胸部エックス線検査	直接撮影	間接撮影	その他の検査		
	年 月 日		医師の診断		
フィルム番号	No.		健康診断を実施した医師の氏名		
			医師の意見		
			意見を述べた医師の氏名		
備考					

備考

- 労働安全衛生規則第45条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 表題中「派遣前」又は「帰国後」のうち、該当するものに丸印をつけること。
- BMIは、次の算式により算出すること。 BMI = 体重(kg) / 身長(m)²
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- eGFRは、次の算式により算出すること。 男性の場合：eGFR = 194 × 血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.091} × 年齢^{0.207}
女性の場合：eGFR = 194 × 血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.091} × 年齢^{0.207} × 0.739
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

(労働基準法施行規則の一部改正)

第二条 労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第三十四条の二(略)	第三十四条の二(略)
②(略)	②(略)
③ 法第四十一条の二第二項第五号二の厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。 一 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十二号までに掲げる項目(同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。)	③ 法第四十一条の二第二項第五号二の厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。 一 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目(同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。)
④・⑤(略)	④・⑤(略)

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第三条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表(第二十九条関係)	別表(第二十九条関係)
有機溶剤等	有機溶剤等
(略)	(略)
(一) (略)	(一) (略)
一 オルトジクロロベンゼン 二 クレゾール 三 クロルベンゼン 四 一・二ジクロロエチレン(別名ニ塩化アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	一 オルトジクロロベンゼン 二 クレゾール 三 クロルベンゼン 四 一・二ジクロロエチレン(別名ニ塩化アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物
(略)	(略)
項目	項目
(略)	(略)
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)の検査(以下「肝機能検査」という。)	血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマグルタミルトランスフェラーゼ(γ-GTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)
(略)	(略)

様式第三号中「GOT」を「AST」及び「GPT」を「ALT」及び「γ-GT」を「γ-GT」及び「U/L」に改める。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第四条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
別表第三及び別表第四中「血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)」を「アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)」に、「血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)」を「アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)」に、「血清ガンマグルタミルトランスフェラーゼ(γ-GTP)」を「ガンマグルタミルトランスフェラーゼ(γ-GT)」に改める。

附則

第一条 この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
 第二条（じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第四十五号）附則第二条中「及び様式第六号から様式第六号の三まで」を「様式第六号の二及び様式第六号の三」に改める。
 （経過措置）
 第三条 事業者は、当分の間、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第五十二条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。
 第四条 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳は、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳とみなす。
 第五条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。
 2 この省令の施行の際現に旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り續けて使用することができる。
 （罰則の適用に関する経過措置）
 第六条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法 規 的 告 示

○法務省告示第三十六号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準（令和八年国土交通省告示第五百四十号）の一部改正に伴い、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動をする件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和七年二月十七日法務省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十八日

法務大臣 平口 洋
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに对应する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） 第四条 特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一（略） 十八 特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。 ハ 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定	（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） 第四条 特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一（略） 十八 特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。 ハ 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定

定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和六年国土交通省告示第千三百六十二号）第三條第五号から第七号までのいずれにも該当すること。

十九（略）

十九（同上）

十九（同上）

（施行期日）
 この告示は、公布の日から適用する。

○厚生労働省告示第二号
 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七條の十二の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第三十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月二十八日（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第二 派遣元事業主が講ずべき措置 一（略） ハ 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 （一）（略） （二） 特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ（略） ロ 派遣元事業主は、労働者派遣法第三十條第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同条第一項の措置（以下「雇用安定措置」）	第二 派遣元事業主が講ずべき措置 一（略） ハ 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 （一）（略） （二） 特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ（略） ロ 派遣元事業主は、労働者派遣法第三十條第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同条第一項の措置（以下「雇用安定措置」）

○厚生労働省告示第百四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四條第二項（第四十五條第三項及び第四十五條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働安全衛生規則第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月二十八日

労働安全衛生規則第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示

厚生労働大臣 上野賢一郎

（労働安全衛生規則第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）
 第一条 労働安全衛生規則第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十年労働省告示第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。		次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	
項 目		項 目	
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(略)	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 三 胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
血清クレアチニン検査	四十歳未満の者	(新設)	(新設)

（労働安全衛生規則第四十五條第三項において準用する同令第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）
 第二条 労働安全衛生規則第四十五條第三項において準用する同令第四十四條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十二年厚生労働省告示第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。		次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	
項 目		項 目	
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(略)	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血清クレアチニン検査	四十歳未満の者	(新設)	(新設)

(労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)
第三条 労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (平成30年労働省告示第四十六号) の一部を次の表のように改正する。
(附録部分は改正部分)

改 正 後	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	
項 目	省略することができる者
(略)	(略)
(前号)	(前号)

改 正 前	
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	
項 目	省略することができる者
(略)	(略)
呼吸検査	一 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

附 則
この告示は、令和九年四月一日から適用する。

その 他 告 示

〇厚生労働省告示第二五五号
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成5年法律第七十六号) 第五十一条の規定に基づき、短時間・有期雇用労働者対策基本方針を次のように定め、令和八年十月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。なお、短時間・有期雇用労働者対策基本方針 (令和二年厚生労働省告示第二十二号) は、令和八年十月一日限り廃止する。
令和八年四月二十八日
厚生労働大臣 上野賢一郎

はじめに
短時間労働者の雇用管理の改善等については、平成5年に短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成5年法律第七十六号、以下「短時間労働者法」という。)を制定し、短時間労働者を労使双方にとって重要な就業形態として位置付け、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるような条件整備を図る等によりその雇用の増進を図ってきた。
平成19年の短時間労働者法の改正においては、通常の労働者と同等すべき短時間労働者について差別的取扱いを禁止する等の均等・均衡待遇の確保の規定を設けるとともに、通常の労働者への転進促進措置の導入等に関する規定を設けた。
平成26年の短時間労働者法の改正においては、短時間労働者の待遇の原則の明記、差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同等すべき短時間労働者の範囲の拡大等により均等・均衡待遇の確保を進めるとともに、雇入れ時の短時間労働者への雇用管理の改善等の措置の内容の説明義務の新設等により、短時間労働者の待遇の向上等をより一層推進するための措置を講じた。
有期雇用労働者の雇用管理等については、平成19年に制定した労働契約法 (平成19年法律第128号) の平成24年の改正において、同一の使用主との間の通算契約期間が5年を超える有期雇用労働者について、期間の定めのない労働契約への転換を可能とする規定や、期間の定めがあることを理由とした不合理な労働条件の相違を禁止する規定等を設けることにより、有期雇用労働者の雇用の安定や労働条件の改善を図ってきた。

また、平成30年には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成30年法律第71号、以下「働き方改革関連法」という。)により、短時間労働者法及び労働契約法を一体的に改正し、短時間労働者法を短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (以下「法」という。)に改め、短時間労働者及び有期雇用労働者 (以下「短時間・有期雇用労働者」という。)について、通常の労働者との間の不合理な待遇の相違を解消するための規定の整備や、短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による雇い入れ促進及び雇入れ後の雇入れ手続の整備等を行った。あわせて、法第15条第1項等の規定に基づき、どのような待遇の相違が不合理なものであり、どのような待遇の相違が不合理なものでないのか等を示す短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針 (平成30年厚生労働省告示第430号、以下「同一労働同一賃金ガイドライン」という。)を定めた。
さらに、働き方改革関連法第12条第3項等に基づく検討の結果を踏まえ、令和8年には、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則 (平成5年労働省令第34号、以下「規則」という。)の事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針 (平成19年厚生労働省告示第326号) 及び同一労働同一賃金ガイドラインを改正し、均等・均衡待遇のより一層の確保を図るとともに、短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の改善や、公正な評価による待遇改善の促進等の措置を講じた。
もとより、短時間・有期雇用労働者の雇用の増進は、法の施行等によって確保されるだけでなく、他の関係法令に基づく施策等広範多岐にわたるものにより実現されるものである。これらを用いながら効果的に実施していくためには、その職業生活の動向を的確に把握した上で短時間・有期雇用労働者対策の総合的かつ計画的な展開の方向を労使を始めとする国民全体に示し、これに沿って対策を講ずる必要があるため、法は短時間・有期雇用労働者対策基本方針を定めることとしている。
この基本方針は、国が、短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向についての現状と課題の分析を行い、その雇用の増進を図るため、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策等の基本となるべき事項を示すものである。
なお、本基本方針の運営に当たっては、労働政策審議会において、労働市場や短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向、諸施策の実施状況等を定期的に確認するとともに、本基本方針について、改善の必要性があると判断した場合は、見直すこととする。

基発 0428 第9号
令和8年4月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。)及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示(令和8年厚生労働省告示第 204 号。以下「改正告示」という。)が令和8年4月 28 日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

改正省令及び改正告示は、長時間労働と慢性腎臓病発症リスク等業務との関係や、血清クレアチニン検査で既存項目では把握できない腎機能低下者を把握できること等を踏まえ、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加すること等から、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)、労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「労基則」という。)、有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。)及び特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。)等及び関係告示について所要の改正を行ったものである。

第2 改正省令の要点

1. 血清クレアチニン検査の追加(安衛則第 43 条から第 45 条の2まで関係)

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加するものであること。あわせて、本項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができること。

2. 喀痰検査の削除(安衛則第 44 条から第 45 条の2まで関係)

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断において義務

づけられている喀痰検査を廃止するものであること。

3 肝機能検査の酵素名の変更(安衛則第 43 条、有機則別表並びに特化則別表第3及び別表第4関係)

安衛則第 43 条第1項第7号、有機則別表(2)下段、特化則別表第3の(17)、(24)、(32)から(34)、(36)、(37)及び(42)から(45)の各下段並びに別表第4の(13)、(18)、(25)、(33)から(36)の各下段の肝機能検査の酵素名について、最新の国際臨床化学連合(International Federation of Clinical Chemistry and Laboratory Medicine, IFCC)勧告に示される名称に変更するものであること。

4 健康診断結果報告、健康診断個人票及び健康管理手帳の様式変更(安衛則第 52 条、様式第5号、様式第8号及び様式第9号並びに有機則様式第3号関係)

第2の1及び2の改正に伴い、安衛則第 52 条の健康診断結果報告及び安衛則様式第5号の健康診断個人票の記載事項の対象に血清クレアチニン検査を追加し、喀痰検査を削除するものであること。

また、第2の3の改正に伴い、安衛則様式第5号、様式第8号(9及び 11)及び様式第9号(9及び 11)並びに有機則様式第3号の肝機能検査の酵素名の変更を行うものであること。

5 高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」の項目の追加(労基則第 34 条の2関係)
第2の1の改正に伴い、労基則第 34 条の2第 13 項第1号に定める高度プロフェッショナル制度における臨時の健康診断の項目に血清クレアチニン検査を追加するものであること。

6 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、令和9年4月1日から施行すること。

7 経過措置(改正省令附則第3条から第6条関係)

ア 改正前の取り扱いと同様に、事業者は、当分の間、改正後の安衛則第 52 条第1項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができること。(附則第3条関係)

イ 施行日前に交付した健康管理手帳について、施行日後も使用できること。(附則第4条関係)

ウ 改正省令の施行の際現に改正省令による改正前の省令(以下「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、改正省令による改正後の省令の規定による報告とみなすこと。(附則第5条第1項関係)

エ 改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、必要な改訂をした上で、使用することができることとしたこと。(附則第5条第2項関係)

オ 改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。(附則第6条関係)

第3 改正告示の要点

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 10 年労働省告示第 88 号)及び労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 22 年厚生労働省告示第 26 号)について、血清クレアチニン検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準を 40 歳未満の者とすること。

また、上記2つの告示及び労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成元年労働省告示第 46 号)について、喀痰検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準については、改正省令による喀痰検査の削除に伴い削除すること。

第4 改正省令の細部事項

1 血清クレアチニン検査の追加(安衛則第 43 条から第 45 条の2まで関係)

改正省令により追加された血清クレアチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査するものであること。健康診断個人票(様式第5号)に記載する eGFR (estimated Glomerular Filtration Rate) (以下「eGFR」という。)の計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第 52 条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数は、eGFR の値を用いて判断すること。

2 喀痰検査の削除(安衛則第 44 条から第 45 条の2まで関係)

喀痰検査の削除は、検討会報告書において、胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については、結核蔓延を最小限に留めるため、健診機関での喀痰検査の実施を待たず、速やかに医療機関の受診勧奨を行うことが適当であるとされたことを踏まえたものであるため、健診機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。

また、喀痰検査の結果については、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものであり、施行後は労働安全衛生法令に基づく健診項目ではなくなるため、同法第 20 条第2項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当せず、事業者が労働者本人の同意を得ずに収集できる情報ではなくなることから、喀痰検査の結果を取得する際は、あらかじめ本人の同意を要する等、同法に基づく取り扱いが必要となることに留意すること。

3 肝機能検査の酵素名の変更(安衛則第 43 条、様式第5号、様式第8号及び様式第9号、有機則別表及び様式第3号、特化則別表第3及び別表第4関係)

事業者や労働者自身が健康診断の結果を見て労働者の健康状態を把握できることが重要であり、肝機能検査の酵素名の変更について、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えないこと。

第5 関係通達の一部改正等

1 関連通達の一部改正

記の第2の6の施行日において、平成 29 年8月4日付け基発 0804 第4号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(以下、「旧通達」という。)を別添1のとおり改正し、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」(令和2年 12 月 23 日付け基発 1223 第7号)、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」(令和5年3月 31 日付け基発 0331 第 12 号)を廃止する。

なお、旧通達の別添についても、あわせて廃止する。

また、記の第2の6の施行日において、令和元年7月 12 日付け基発 0712 第2号・雇均発 0712 第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について」を別添2のとおり改正する。

2 肝機能検査の酵素名の変更について

第5の1のほか、これまでに発出した通達のうち、肝機能検査の酵素名については、次表のとおり読み替えること。

読み替え後	読み替え前
AST	GOT
ALT	GPT
γ -GT	γ -GTP
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ
アラニンアミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ
ガンマグルタミルトランスフェラーゼ	血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ
	ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ

平成 29 年 8 月 4 日 付 基 発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」

改正後	改正前
基 発 0804 第 4 号 平成 29 年 8 月 4 日 改正 基 発 0428 第 10 号 令和 8 年 4 月 28 日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) <u>一般健康診断における健康診断項目の取扱い等について</u> 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 66 条に基づく<u>一般健康診断</u>(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断及び規則第 45 条の 2 に基づく海外派遣労働者の健康診断をいう。)については、これまでに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査の在り方等の検討、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」や「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」を	基 発 0804 第 4 号 平成 29 年 8 月 4 日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) <u>定期健康診断等における診断項目の取扱い等について</u> 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)に基づく<u>定期健康診断等</u>については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査の在り方等の検討と併せて、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」を開催し、その在り方等について検討を行い、別添のとおり取りまとめを行ったところである。 については、本検討を踏まえて、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務

開催し、検討してきたところである。

については、本検討を踏まえて、規則に基づく上記の健康診断の健康診断項目に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成 30 年 4 月 1 日からの取扱いとすること。

1 肝機能検査

ALT、 γ -GT は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。

なお、事業者や労働者に手交する健康診断の結果に記載する肝機能検査の酵素名については、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第 89 号)により、名称が変更されているところであるが、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えないこと。

2 血中脂質検査

血中脂質検査は、引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法(ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。)、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。

従事者の健康診断、規則第 45 条の 2 に基づく海外派遣労働者の健康診断の診断項目に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成 30 年 4 月 1 日からの取扱いとすること。

1 肝機能検査

GPT、 γ -GTP は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。

2 血中脂質検査

引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価方法を従前は示していなかったところであるが、その評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、(ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。)、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によること

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時 以外に採血を行った場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注)・フリードワルド式による LDL コレステロール

$$= \text{総コレステロール} - \text{HDL コレステロール} - \text{トリグリセライド} / 5$$

$$\cdot \text{Non-HDL コレステロール} = \text{総コレステロール} - \text{HDL コレステロー}$$

ル

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c(NGSP 値)を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

も引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、今後は、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。なお、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖に加え随時血糖を認めることとしたので、空腹時血糖又は随時血糖を健康診断項目とすること。

また、HbA1c は、過去 1~3 か月程度の平均血糖値を反映したものであること、就業上の措置においても活用できる場合があること等から、医師が必要と認めた場合には同一検体等を利用して実施することが望ましい検査項目とする。

なお、血糖検査は原則空腹時に行われるべきではあるが、やむを得

4 (略)

5 尿検査及び血清クレアチニン検査

尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、血清クレアチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査するものであること。なお、健康診断個人票(規則様式第5号)に記載する eGFR の計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第 52 条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数は eGFR の値を用いて判断すること。

6 胸部エックス線

ず食事摂取後に行われる場合で、検査値を特定健康診査に活用するときは、食直後の採血(特定健康診査では食直後の採血は食事開始から 3.5 時間未満の採血としている。)は避ける必要がある。

また、HbA1c については、1)糖尿病の罹患者でその後の状況を把握し就業上の措置において活用する場合、2)糖尿病の発症リスクの予測因子(BMI、血圧等)、従前の検査値等を勘案し、血糖値に加えて HbA1c 値により糖尿病であるか否か診断し就業上の措置において活用する場合などが考えられることに留意すること。

なお、本通達をもって平成 10 年 12 月 15 日付け基発第 697 号「一般健康診断における血糖検査の取扱いについて」及び平成 20 年 1 月 17 日付け基発第 0117001 号保発第 0117003 号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」の別紙の 4 のうち、血糖検査についてヘモグロビン A1c 検査で代替させることが可能である取扱いは廃止することとする。

4 (略)

5 尿検査等

尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、糖尿病性腎症の原因と考えられる高血糖、腎硬化症の原因と考えられる高血圧等の基礎疾患を含めて労働者の健康状態等を勘案しながら医師が必要と認めた場合には、従来の検査項目に加え、血清クレアチニン検査を、血液検査に用いた検体と同一検体等を利用して実施することが望ましいこと。

(新設)

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。

7 (略)

8 健康診断を実施する場合の留意

(1) 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第44条第2項及び同項を準用する規則第45条第3項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。

(2) (略)

9 その他

(1) 労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、胸部エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。

(2) (略)

6 (略)

7 健康診断を実施する場合の留意

(1) 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。

(2) (略)

8 その他

(1) 労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。

(2) (略)

令和元年7月12日付け基発0712第2号・雇均発0712第2号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について

改正後	改正前
基発0712第2号 雇均発0712第2号 令和元年7月12日 改正 基発0428第11号 令和8年4月28日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) 厚生労働省雇用環境・均等局長 (公 印 省 略) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について (略) 1 (略) 2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェッショナル制度(法第41条の2関係) (略)	基発0712第2号 雇均発0712第2号 令和元年7月12日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) 厚生労働省雇用環境・均等局長 (公 印 省 略) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について (略) 1 (略) 2 記の第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に以下を加える。 第4 高度プロフェッショナル制度(法第41条の2関係) (略)

<臨時の健康診断に係る項目の省略>	
問 34	(略)
答 34	労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 44 条第1項第3号及び第8号から第 12 号までに掲げる項目(同項第3号に掲げる項目にあつては、身長 ¹ の検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
(略)	

<臨時の健康診断に係る項目の省略>	
問 34	(略)
答 34	労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 44 条第1項第3号及び第8号から第 11 号までに掲げる項目(同項第3号に掲げる項目にあつては、身長 ¹ の検査に限る。)について、本人同意の対象となる期間中に当該項目に係る臨時の健康診断を実施している場合には、当該事業場で選任した産業医又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師の判断により、対象労働者の健康状態に応じて、項目ごとに実施を省略することとしても差し支えない。
(略)	

別添4

基 発 0731 第 7 号
令和 8 年 7 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（平成 29 年 8 月 4 日付
け基発 0804 第 4 号）の一部訂正について

「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（平成 29 年 8 月 4 日付
け基発 0804 第 4 号。以下「健診通達」という。）については、「労働安全衛生規則
等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 9
号）の記の第 5 の 1 をもって一部改正し、併せて「定期健康診断等における血中脂
質検査の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 12 号）を廃止した
ところであるが、当該改正内容について、「定期健康診断等における血中脂質検査
の取扱いについて」の一部改正について」（令和 5 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 3
号）をもって一部改正された内容が反映されていなかったことから、別紙の正誤表
のとおり訂正する。

なお、労働基準行政情報システムの通達を差し替えるとともに、訂正後の健診通
達を別添のとおり送付する。

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 9 号）に係る正誤表
(太字下線部訂正)

場所	別添 1 平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」 改正後欄の本文の 2 血中脂質検査
誤	なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、 <u>食直後(食 事開始時から 3.5 時間未満)</u> を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。
正	なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、 <u>随時中性 脂肪により検査を行うことを可とする。</u>

基発 0804 第4号
平成 29 年8月4日
改正 基発 0428 第 10 号
令和8年4月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

一般健康診断における健康診断項目の取扱い等について

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第66条に基づく一般健康診断(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 43 条に基づく雇入時の健康診断、規則第 44 条に基づく定期健康診断、規則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断及び規則第 45 条の 2 に基づく海外派遣労働者の健康診断をいう。)については、これまでに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査の在り方等の検討、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」や「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」を開催し、検討してきたところである。

については、本検討を踏まえて、規則に基づく上記の健康診断の健康診断項目に関する取扱い、留意事項等を下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、特定健康診査の新たな取扱い等と併せて実施することが必要であることから、特定健康診査との整合性を取った血中脂質検査、血糖検査、尿検査等については、平成 30 年 4 月 1 日からの取扱いとすること。

1 肝機能検査

ALT、 γ -GT は、肝機能障害の把握とともに、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症予測能があるとされたため、医師からの意見聴取の際及び必要な措置を講じる際に留意すること。

なお、事業者や労働者に手交する健康診断の結果に記載する肝機能検査の酵素名については、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第89号)により、名称が変更されているところであるが、必要に応じ、新名称と旧名称

を併記する等しても差し支えないこと。

2 血中脂質検査

血中脂質検査は、引き続き LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライドを項目とする。LDL コレステロールの評価に当たっては、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法(ただし、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合には Non-HDL コレステロールにて評価する。)、又は、本検査の円滑な実施等のため、LDL コレステロール直接測定法によることも引き続き可能とする。

LDL コレステロールを、フリードワルド式によって総コレステロールから求める場合には、健康診断個人票の備考欄に総コレステロール値を分かるように記載するとともに、トリグリセライド 400mg/dl 以上や食後採血の場合に Non-HDL コレステロールにて評価する場合には、備考欄に Non-HDL コレステロール値を分かるように記載すること。

よって、血中脂質検査においては、HDL コレステロール及びトリグリセライドとともに、本人の状況等を産業医等の医師が判断して総コレステロール又は LDL コレステロール(直接測定法)を選択した 3 データを測定する。この際、備考欄に、食後からの採血時間を記載すること。

なお、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査については、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

注)・フリードワルド式による LDL コレステロール

＝総コレステロール－HDL コレステロール－トリグリセライド/5

・Non-HDL コレステロール＝総コレステロール－HDL コレステロール

3 血糖検査

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c(NGSP 値)を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

4 貧血検査

貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査)の医師による省略の判断においては、貧血は、高齢期のみならず、若年の女性にも一定程度見られることから、7(1)の留意事項に留意すること。

5 尿検査及び血清クレアチニン検査

尿検査については、尿中の糖及び蛋白の有無の検査を実施しているが、血清クレアチニン検査については、長時間労働による発症リスクがある慢性腎臓病を検査する

ものであること。なお、健康診断個人票(規則様式第5号)に記載するeGFRの計算方法は同様式の備考欄に記載しているほか、安衛則第52条において労働基準監督署長に報告することとしている血清クレアチニン検査の有所見者数はeGFRの値を用いて判断すること。

6 胸部エックス線

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対して医療機関への速やかな受診勧奨を行うこと。

7 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

「他覚症状」に関するものについては、昭和47年基発第601号に基づき、受診者本人の訴え及び問視診に基づき異常の疑いのある事項を中心として医師の判断により検査項目を選定して行うとしているが、その際の選定して行う検査項目は、打診、聴診、触診などの臨床診察的な手法による検査であること。特殊健康診断の対象とされていない化学物質を取り扱う労働者については、必要に応じて事業者と健康診断を実施する医師等が連携し、安全データシート(SDS)で記載されている健康影響が見られるか否か等の調査を行うことが重要であることに留意すること。

8 健康診断を実施する場合の留意

(1)一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第44条第2項及び同項を準用する規則第45条第3項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。

(2)健康診断の実施を委託する場合には、委託先の健康診断機関が、精度管理を含め健康診断を適切に実施しているかについての報告を求める等適切な管理を実施すること。

9 その他

(1)労働者が健康診断時に医療機関で治療中である場合には、その際の健康診断は、労働者本人の負担を軽減する観点から、胸部エックス線写真など主治医において既に取得されているデータを取得、活用し診断すること。

(2)法第66条の4に基づく医師等からの意見聴取の対象となるか否かを示す健康診断個人票の「医師の診断」の欄に記入する際には、健康診断項目のいずれかに所見があった場合、経時的な変化も勘案して記入すること。

労働安全衛生法に基づく

定期健康診断等の診断項目の
取扱いが一部変更になります

(令和9年4月から適用)

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目

既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査
血圧の測定
貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(★)
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
血糖検査(★)
血清クレアチニン検査(★) ※
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
心電図検査(★)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

☐ 喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

☐ 肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

☐ 「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断(高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」)の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
→下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

R8.4.28労働大臣告示第204号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目		医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長		20歳以上の者
腹 囲		次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI＝体重(kg)／身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査		40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
血液検査	貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者
	血清クレアチニン	40歳未満の者
心電図検査		35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- ☐ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- ☐ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**

健康診断を実施しましょう

～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆ 健康診断の種類 ◆

事業主に実施が義務付けられている健康診断には、以下のものなどがあります。

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者(※1)	雇入れの際
定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(※1)(特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回

◆ 健康診断の項目 ◆

雇入時の健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

令和9年4月1日適用

雇入時の健康診断(安衛則第43条)	定期健康診断(安衛則第44条)
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長(※2)、体重、腹囲(※2)、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査(※2)(※3)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)	6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)(※2)
7 肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(※4)	7 肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(※2)(※4)
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査(※2)
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査(※2)
12 血清クレアチニン検査(※2)	12 血清クレアチニン検査(※2)

◆ 健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項 ◆

1: 健康診断の結果の記録(安衛法第66条の3)

健康診断の結果については、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなければなりません。

2: 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。

3: 健康診断実施後の措置(安衛法第66条の5)

上記2による医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。

4: 健康診断の結果の労働者への通知(安衛法第66条の6)

健康診断結果については、労働者に通知しなければなりません。

5: 健康診断の結果に基づく保健指導(安衛法第66条の7)

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

6: 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告(安衛法第100条)

常時50人以上の労働者を使用する場合は、定期健康診断の結果を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

報告様式のダウンロードや、所轄労働基準監督署への電子申請は [各種健康診断結果報告書](#)

または



※1: 常時使用する労働者とは

契約期間が1年以上(予定を含む)で、1週間の労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の3/4以上の労働者です。

※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断項目の省略

定期健康診断の健康診断項目については、それぞれの省略基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。

※3 喀痰検査の削除(令和9年4月1日適用)

※4 酵素名の変更(令和9年4月1日適用)

詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康確保に努めましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2026.4)